

Monone聴覚官能検査パッケージ保守・サポートサービス利用規約

(本規約の適用)

第1条 この利用規約(以下「本規約」という。)は、株式会社エヌ・ティ・ティ・データCCS(以下「当社」という。)と、契約者(第2条(用語の定義)で定義される。)との間で、Monone聴覚官能検査パッケージ保守・サポートサービス(以下「本サービス」という。)に関し適用される権利義務について定めるものであり、契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の内容を十分に理解するとともに、これを誠実に遵守するものとします。

(用語の定義)

第2条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1) 利用契約
本規約に基づき本サービスを利用するための契約
- (2) 利用契約等
本規約及び利用契約
- (3) 契約者
当社と利用契約を締結した方
- (4) 契約者設備
本サービスの提供を受けるために、契約者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア並びに契約者が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (5) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (6) 本サービス用設備等
本サービス用設備及び本サービスを提供するために当社が電気通信事業者より借り受ける電気通信回線
- (7) 利用料金
本サービスの利用料金
- (8) 消費税等相当額
「消費税法(昭和六十三年法律第百八号)」及び同法に関する法令に基づき課税される消費税の額、並びに「地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)」及び同法に関する法令に基づき課税される地方消費税の額
- (9) 利用料金等
利用料金及びその消費税等相当額

(本規約の変更)

第3条 当社は、契約者の承諾を得ることなく、いつでも本規約を変更することができるものとします。

- 2 変更後の本規約は、当社が、書面で契約者に交付した時点(郵送の場合は契約者に到達した時点)、電子メールで契約者に送信した時点又は本サービスのホームページ上に掲示

した時点から効力を有するものとし、契約者は本規約の変更後も本サービスを利用することにより、変更後の本規約に同意したものとみなします。

(当社からの通知)

第4条 当社は、電子メール、書面又は本サービスのホームページへの掲示その他当社が適当と判断する方法及び範囲で、契約者が本サービスを利用する上で必要な事項を通知するものとします。

- 2 前項に定める通知は、当社が、当該通知の内容を、書面で契約者に交付した時点(郵送の場合は契約者に到達した時点)、電子メールで契約者に送信した時点又は本サービスのホームページ上に掲示した時点から効力を有するものとします。

(利用契約の締結等)

第5条 本サービスを利用しようとする方(以下「利用申込者」という。)は、当社と利用契約を締結するものとします。

- 2 利用契約は、利用申込者が、その名称、所在地その他当社が定める事項(以下「登録内容」という。)を記載した「Monone聴覚官能検査パッケージ保守・サポートサービス申込書」(以下「利用申込書」という。)を当社に提出し、当社がこれに対し「利用申込請書」を提出することにより成立するものとします。なお、本サービスの利用申込者は、本規約の内容を承諾の上係る申込を行うものとし、本サービスの利用申込者が申込を行った時点で、当社は、本サービスの利用申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。
- 3 利用契約は、本規約と一体として解釈されるものとします。ただし、利用契約において本規約と異なる定めをした場合は、利用契約の定めが本規約に優先して適用されるものとします。
- 4 利用契約の内容を変更する場合であって当社が必要と判断する場合は、契約者は当社と利用変更契約を締結するものとします。
- 5 利用変更契約は、契約者が「利用変更申込書」を当社に提出し、当社がこれに対し「利用変更申込請書」を提出することにより成立するものとします。ただし、当社が「利用変更申込書」の受領日の翌日から起算して14日以内に諾否の通知を行わなかった場合も、「利用変更申込書」の記載内容に基づく利用変更契約が成立するものとします。
- 6 当社は、前各項にかかわらず本サービスの利用申込者又は契約者が次のいずれかに該当する場合には、利用契約又は利用変更契約を締結しないことがあります。
 - (1) 当社の提供するサービスに関する金銭債務の不履行、その他当社との契約等に違反したことを理由として当該契約を解除されたことがある場合
 - (2) 「利用申込書」又は「利用変更申込書」に虚偽の記載、誤記があった場合又は記入もれがあった場合
 - (3) 金銭債務その他利用契約等に基づく債務の履行を怠るおそれがある場合
 - (4) 利用申込者又は契約者が第28条(反社会的勢力との関係排除)に違反するおそれがある場合
 - (5) その他当社が不相当と判断した場合

(本サービスの内容)

第6条 本サービスの具体的な内容は、次のとおりとします。

- (1) 更新版ソフトウェアの提供

利用申込書に記載の対象ライセンスに対し次のソフトウェアを提供します。

・Monone聴覚官能検査パッケージの不具合修正版及び更新版

(2) テクニカルサポート

次の各項に基づき技術的なサポートを提供します。

① サポート対象ソフトウェア

・対象バージョンのMonone聴覚官能検査パッケージ

※対象バージョンは本サービスのホームページに記載のとおりとします。

※Monone聴覚官能検査パッケージの各バージョンについて、提供開始より3年を経過した時点で当該バージョンのサポートを終了すると同時に提供を終了いたします。

② サポート内容

- (a) サポート対象ソフトウェアの導入方法
- (b) サポート対象ソフトウェアの操作方法
- (c) サポート対象ソフトウェアの機能情報
- (d) サポート対象ソフトウェアの障害に関する原因調査

③ サポート方法

Eメール及びオンライン会議にて対応

④ 受付時間

祝祭日、年末年始(12/28～1/3)、5/1、5/2を除く、
月曜日から金曜日 9:30～17:30

⑤ 受付窓口

monone-license-support@hml.nttdata-ccs.co.jp

お問い合わせの際は利用申込書に記載の対象ライセンス番号をご連絡下さい。

(3) スポット対応

テクニカルサポートに定める内容以外のサポートについては、都度、契約者からの要請を受け、当社が承諾した内容を本サービスとは別に有償にて実施します。なお、内容によっては本サービスにて対応できない場合があることをご了承下さい。

(4) オプションサポート

当社からMononeマイク及びMononeデバイスゲートウェイ連携オプションをご購入頂いている場合、以下のサポートを提供します。

① Mononeマイクの無償交換

利用申込書に記載の対象ライセンスにおいて使用しているMononeマイクが故障した場合、故障品の返却を条件として、年1回まで無償で交換を行います。

② Mononeデバイスゲートウェイ連携オプション保守サポート

a) 利用申込書に記載の対象ライセンスにおいて使用しているデバイスゲートウェイに関する問合せ対応(一次窓口)を行います。なお、デバイスゲートウェイの保証内容は製造元が定めるところに従うものとします。

b) Mononeデバイスゲートウェイ連携オプションにて提供した連携用ソフトウェアの更新版を提供します。

(本サービスの変更)

第7条 当社は、当社の裁量により、契約者の承諾を得ることなく、いつでも本サービスの全部又は一部を変更することができるものとします。ただし、当社は、当該変更によって変更前の

本サービスのすべての機能、品質及び性能等が維持されることを保証するものではなく、また契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- 2 契約者は、変更後の本サービスに同意できない場合、解除希望日の10日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、利用契約を解除することができるものとします。

(権利義務の譲渡等)

第8条 契約者は、あらかじめ当社の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位を第三者に承継させ、又は利用契約上の権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、貸与、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

- 2 当社は、本サービスに関する事業を事業譲渡その他の事由により第三者に承継させる場合には、当該事業の承継に伴い、利用契約上の地位、権利及び義務の全部若しくは一部を当該事業の承継人に譲渡することができるものとし、契約者は係る譲渡についてあらかじめ同意したものとします。

(著作権等)

第9条 本サービスにおいて当社が提供するホームページ等のコンテンツ、プログラム、画面デザイン、マニュアル、その他一切の著作物の著作権は、契約者又は第三者が従前保有していたものを除き、当社に帰属するものとし、本規約又は利用契約等において明示的に定められている場合を除き、契約者は複製、翻案、公衆送信等を含む一切の利用権を許諾されるものではないことを承諾します。

- 2 契約者は、前項に定める他、本サービスに関するその他の知的財産権及びノウハウ等を取得するものでないことを承諾します。

(一時的な中断及び提供停止)

第10条 当社は、次の場合には、契約者への事前の通知又は承諾を要することなく、本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1) 本サービス用設備等の故障等により保守を行う場合
 - (2) 運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
 - (3) 第21条(責任の範囲)第3項に定める不可抗力により本サービスを提供できない場合
 - (4) 第21条(責任の範囲)第3項に定める事由により本サービスを提供できない場合
- 2 当社は、前項に定める他、本サービス用設備等の定期点検を行うため、契約者に事前通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。
 - 3 当社は、契約者が第24条(提供停止及び当社からの利用契約の解除)第1項各号のいずれかに該当する場合又は契約者が利用料金等未払いその他利用契約等に違反した場合には、当該契約者への通知若しくは催告を要することなく本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - 4 当社は、前三項に定める事由により本サービスを提供できなかったことにより契約者又は第三者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

(利用期間)

第11条 本サービスの利用期間は、利用契約に定めるものとします。ただし、当社が定める方法

により期間満了1ヶ月前までに契約者から別段の意思表示がない場合は、利用契約は期間満了日の翌日からさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後もまた同様とします。

(再契約)

第12条 本サービスを解約後に再度契約する場合は、未契約期間に相当する利用料金全額を当社に支払うことで、本サービスの再契約ができるものとします。

(利用料金の支払)

第13条 利用料金は、別途提示する見積書等に記載のとおりとします。

- 2 当社は、利用契約締結月の翌月末日までに、利用料金等を契約者または契約者が定める支払代行者(以下、「支払代行者」という。)に請求するものとします。
- 3 契約者または支払代行者は、利用料金等を、当社所定の請求書に定める期限(以下「支払期限」という。)までに、当社指定の銀行口座に振り込む方法により当社に支払うものとします。なお、振込手数料は契約者または支払代行者の負担とします。
- 4 当社は、既に支払われた利用料金等については契約者または支払代行者に一切返還しないものとします。
- 5 利用期間において、第10条(一時的な中断及び提供停止)に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者または支払代行者は、利用期間中の利用料金等の支払を要します。
- 6 契約者及び当社は、支払代行者が支払を行う場合においても、契約者の支払義務を免責するものではなく、当社からの請求に基づく支払義務が履行されない場合は、契約者は当然に自ら初期費用の支払義務を負うことを確認します。

(支払遅延損害金)

第14条 契約者または支払代行者が支払期限までに利用料金等を支払わない場合、当社は、契約者または支払代行者に対し、支払期限の翌日より支払済みまで、利用料金等に対し年利14.6%(1年を365日とする日割り計算とする。)を乗じて計算した金額を支払遅延損害金として請求することができるものとします。

(端数整理)

第15条 利用契約等に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

(登録内容の変更通知)

第16条 契約者は、登録内容について変更があった場合は、当社の定める期日及び方法により遅滞なく当社に通知するものとします。

(機器等の準備)

- 第17条 契約者は、自己の費用と責任により、契約者設備について、本サービスを利用可能な状態(プロバイダー契約の締結等を含む。)に準備しこれを維持するものとします。
- 2 契約者設備に不具合がある場合、当社は、契約者に対して本サービスの提供の義務を負わず、契約者設備によって契約者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
 - 3 当社は、当社が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、契約者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要

な行為を行うことができます。

(禁止行為)

第18条 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為、及びこれに該当するおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービスに関する情報を改竄又は消去する行為
 - (2) 本サービスの利用又は提供を妨げる行為
 - (3) 第三者若しくは当社の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (4) 法令又は反社会的勢力への関与等の公序良俗に反する行為
 - (5) 本サービスを利用した営業活動その他営利を目的とする行為
 - (6) 本サービスにおいて当社が契約者に提供するソフトウェア及び本サービスにおいて当社が契約者に提供するソフトウェアを用いた製品・サービス等を第三者に譲渡、販売、利用許諾、占有の移転その他の方法で利用又は占有させる行為
 - (7) 第三者に本サービスを利用させる行為
 - (8) 本サービスにおいて当社が契約者に提供するソフトウェアの全部または一部の再利用権を設定し、第三者に使用させる行為
 - (9) 第三者若しくは当社の信用を傷つけ、又は損害を与える行為
 - (10) 不正アクセス行為、ハッキング行為等本サービスを構成するソフトウェア及びハードウェアに支障を与える行為
 - (11) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為
 - (12) 本サービスにおいて当社が契約者に提供するソフトウェアの全部又は一部を複製する行為
 - (13) 本サービスにおいて当社が契約者に提供するソフトウェアについて、改変若しくは改ざんをし、又は逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリングによるソースコードの解析を行う行為
 - (14) その他当社が不適切と判断した行為
- 2 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
- 3 当社は、本サービスの利用に関して、契約者の行為が第1項各号のいずれかに該当し、又はこれに該当するおそれのあるものであることを知った場合、事前に契約者に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。ただし、当社は、契約者の行為を監視する義務を負うものではありません。

(機密保持)

第19条 契約者及び当社は、本サービスの提供に際して相手方から書面、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により開示又は電磁的方法により開示された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が当該情報に直接機密である旨表示したもの(以下「機密情報」という。)について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、第4項で定める者に開示する場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとします。(以下、本条において機密情報を開示する当事者を「開示者」といい、開示される当事者を「被開示者」という。)

2 前項にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれないものとしま

す。

- (1) 開示時点で既に公知のもの又は開示後に被開示者の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 開示時点で被開示者が既に保有しているもの
 - (3) 開示後に被開示者が守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 開示後に被開示者が機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
 - (5) オープンソースソフトウェアの著作権者より開示を義務付けられているもの
- 3 被開示者は、開示者から開示された機密情報について、利用契約等の目的の範囲内でのみ使用するものとし、利用契約等の履行にあたり必要となる場合を除き、複製、改変が必要な場合は、事前に開示者から書面又は電磁的方法による承諾を受けるものとします。
- 4 被開示者は、利用契約等の履行に必要な範囲において、自己及び直接又は間接の親会社の役員、従業員に対して機密情報を開示できるとともに、本サービスの提供に必要な委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。ただし、被開示者は、第三者に開示した機密情報の機密保持について、開示者に対して利用契約等上の責任を負うものとします。
- 5 第1項にかかわらず、被開示者は、法令、通達、ガイドライン等(以下総称して「法令等」という。)に基づき、開示を要求される場合には、要求される範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。ただし、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に(緊急止むを得ない場合には、事後速やかに)開示者に対して当該開示について通知するものとします。
- 6 利用契約が終了した場合又は開示者から要請があった場合、被開示者は、開示者から開示された機密情報を開示者の要請に応じて開示者及び被開示者間で協議の上定めた方法に従い破棄又は消去した上で、開示者の要請がある場合、当該破棄日又は消去日から起算して30日以内に開示者及び被開示者間で協議の上定める確認書を提出するものとします。

(個人情報保護)

第20条 当社は、利用契約等によって取得する個人情報について、当社「プライバシーポリシー」(https://www.nttdata-ccs.co.jp/company/privacy_policy.html)に従い適切に取り扱うものとします。

(責任の範囲)

- 第21条 当社は、本サービスの正確性、適法性、有効性、特定目的への適合性、権利の非侵害性、安全性及び信頼性を保証するものではなく、契約者は、自己の責任において本サービスを利用するものとします。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者に生じている本ソフトウェアに関する障害・問題等の特定及び解決または解決方法の提示等を行うことを保証するものではないものとします。
 - 3 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ(輸送機関、通信回線等を含む。)の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停

止、本サービスの履行の結果に対する第三者による物理的侵害その他自己の責に帰すことのできない事由(以下総称して「不可抗力」という。)による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し責任を負わないものとします。なお、本項における不可抗力による利用契約等の履行遅滞又は履行不能には、当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等による利用契約等の履行遅滞又は履行不能を含むものとします。

4 当社は、次の事由による利用契約等の履行遅滞又は履行不能について、契約者に対し利用契約等上の責任を負わないものとします。

- (1) 利用契約締結時点において合理的な範囲で把握できなかったコンピュータウイルス、ハッキング、サイバーアタック、第三者による不正アクセス行為その他セキュリティの脆弱性に起因するもの
- (2) 当社の責によらないハードウェア又はソフトウェアの不具合によるもの
- (3) 利用契約等の履行の際に当社のシステムに接続される契約者のシステム、サービス又はネットワークの不具合に起因するもの
- (4) 当社が善良なる管理者としての注意を払ったが予見できなかった設備又はソフトウェアの不具合、又はトランザクションの過度の集中によるシステムダウンに起因するもの
- (5) 電気通信事業者の責に帰すべき故障、アクセス不能及び性能の劣化に起因するもの
- (6) 端末機器、周辺機器、その他のソフトウェア及び通信回線等、本サービスに含まれるコンピュータプログラムの稼動環境に含まれる第三者のソフトウェアに起因した、コンピュータプログラムの稼動不良に起因するもの

5 契約者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は契約者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。なお、契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とします。

(損害賠償の制限)

第22条 本サービスに関して、当社の責めに帰すべき事由(以下「請求原因事由」という。)により契約者に損害が生じた場合には、契約者が当社に請求することができる損害賠償は、債務不履行、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何を問わず、現実生じた通常かつ直接の損害に限られ、その他の一切の損害(不可抗力により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む。)は請求することができないものとします。また、請求原因事由が生じた月の属する利用期間において当社が賠償すべき損害の総額は、年額で定める利用料金を累積上限金額(当該利用期間に生じたその他一切の請求原因事由に基づく損害賠償と合計した累積上限金額)とします。

2 当社の故意又は重大な過失により契約者に損害が生じた場合は、前項の定めは適用されないものとします。

(契約者からの利用契約の解除)

第23条 契約者が利用契約の全部又は一部を解除しようとする場合は、解除希望日の30日前までに当社が定める方法により当社に通知することにより、利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、解除希望日の記載のない場合又は当社に通知が到達した日から解除希望日までの期間が20日未満の場合、通知が当社に到達した日より10日後を契約者の解除希望日とみなすものとします。

2 前項の通知に基づく解除は、契約者が「解除申込書」を当社に提出し、当社がこれに対し

「解除申込書」を提出した時点で成立するものとします。ただし、当社が「解除申込書」の受領日の翌日から起算して20日以内に諾否の通知を行わなかった場合も、「解除申込書」の記載内容に基づく解除が成立するものとします。

- 3 契約者は、前項に定める通知が当社に到達した時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、解除希望日までこれを支払うものとします。

(提供停止及び当社からの利用契約の解除)

第24条 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると判断した場合、契約者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。

- (1) 当社への利用申込内容、利用変更内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明した場合
 - (2) 支払停止又は支払不能となった場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があった場合、競売の申立があった場合又は租税滞納処分を受けた場合
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算開始の申立があった場合
 - (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (8) 前各号のほか、その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更を生じた場合
 - (9) 第8条(権利義務の譲渡等)に違反した場合
 - (10) 第28条(反社会的勢力との関係排除)第1項又は第2項に違反した場合
 - (11) 利用契約等を履行することが困難と想定される事由が生じた場合
- 2 当社は、契約者が利用契約等に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後30日以内にこれを是正しない場合は、当該違反が軽微であるか否かを問わず、契約者に何らの通知催告を要せず、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の全部若しくは一部を解除することができるものとします。
 - 3 契約者は、前各項による本サービスの一時停止又は利用契約の解除があった時点において、未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、当社が定める日までにこれを支払うものとします。

(本サービスの廃止)

第25条 当社は、次の各号の一に該当する場合、あらかじめ本サービスの廃止日を契約者に通知の上、本サービスの全部又は一部を廃止するものとし、本サービスの廃止日をもって利用契約の全部又は一部を解除するものとします。当社は、本サービスの廃止によって契約者に生じた損害又は不利益に対して一切の責任を負いません。

- (1) 本サービス廃止日の90日前までに契約者に通知した場合
- (2) 不可抗力により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合
- (3) 第三者サービス等の廃止、提供中止等により本サービスの全部又は一部の提供が不可能となった場合

(契約終了後の処理)

第26条 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等(資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。)を利用契約終了後、契約者に返還、破棄又は消去し、本サービス用設備等に記録された資料等については、消去するものとし、当社が、利用契約終了後に契約者に対して負う責任は本項に定めた範囲に限られるものとし、

- 2 契約者は、利用契約終了後も、本サービスにより提供したソフトウェアを使用許諾契約に基づき継続して使用することができるものとし、ただし、当社は、当該ソフトウェアのバグ、不具合、障害等について一切責任を負いません。

(再委託)

第27条 当社は、当社の責任において、本サービスの提供に関する業務の一部を第三者に再委託することができるものとし、(係る第三者を以下「再委託先」といい、再委託が数次に渡る場合は、そのすべてを含む。)

- 2 当社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて当社が契約者に対して負担するのと同等の義務を、再委託先に負わせるものとし、
- 3 当社は、再委託先の履行について契約者の責に帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同等の責任を負うものとし、

(反社会的勢力との関係排除)

第28条 契約者及び当社は、自己及び自己の役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとし、

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 契約者及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとし、
 - (1)暴力的な要求行為
 - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5)その他前各号に準ずる行為
 - 3 第24条(提供停止及び当社からの利用契約の解除)第1項第10号で定める事由に該当したことにより、利用契約の全部又は一部を解除された者は、自己に損害が生じた場合にも、相手方に何らの請求を行わないものとし、また、当該相手方に損害が生じた

場合は、その賠償責任を負うものとします。

(存続条項)

第29条 利用契約の終了後においても、第19条(機密保持)は利用契約の終了後3年間は有効に存続し、第8条(権利義務の譲渡等)、第9条(著作権等)、第13条(利用料金の支払)、第14条(支払遅延損害金)、第15条(端数整理)、第20条(個人情報保護)、第21条(責任の範囲)、第22条(損害賠償の制限)、第24条(提供停止及び当社からの利用契約の解除)、第26条(契約終了後の処理)、第30条(提供区域及び準拠法)、第31条(管轄裁判所)及び第32条(分離可能性)は有効に存続するものとします。

(提供区域及び準拠法)

第30条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

- 2 利用契約等及び利用変更契約等は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

(管轄裁判所)

第31条 利用契約等に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

(分離可能性)

第32条 利用契約等のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効と判断された場合であっても、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、係る無効と判断された条項その一部については、有効となるために必要な範囲で修正し、その趣旨及び同等の効果が最大限確保されるよう解釈されます。

(協議)

第33条 利用契約等に定めのない事項その他利用契約等の条項に関し疑義を生じた場合は、契約者及び当社間で協議の上円満に解決を図るものとします。

附則

本規約は2025年5月14日から施行するものとします。